

議案第 14 号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「含む」の次に「。第 10 条第 2 項において「勤務日数」という」を、「18 日」の次に「(1 月間の日数（市川市の休日を定める条例（平成元年条例第 18 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「に職員」の次に「又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて採用され、又は季節的に 4 箇月以内の期間を定めて採用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）」を加え、「当該職員」を「当該職員等」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第 1 号中「職員」を「職員等」に改め、同項第 2 号中「職員と」を「職員等と」に、「の職員」を「の職員等」に改め、同条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」

を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第15項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項並びに第10条第2項及び第11項第5号の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

4 改正後の第2条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法等の改正を踏まえ、雇用保険法に基づく失業等給付に相当する失業者の退職手当について支給期間の特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。